

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。
2. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策を推進するとともに、都市自治体や林業経営者が行う主伐・再造林等の取組に対する支援を充実すること。
また、林業の経営安定化に係る財政措置を拡充すること。
3. 計画的な森林施業や私有林等の整備、林道・作業道の維持管理等、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
4. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。
5. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充すること。
7. 木質バイオマスエネルギーの活用が促進されるよう、その利用体制の構築等に係る財政措置を拡充すること。

8. 病虫害等防除に係る対策を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
9. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。
10. 燃料油をはじめとする生産資材等の価格高騰による、林業者等への影響に迅速に対応できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。
11. 近年、林地への不適切な小規模開発行為による太陽光発電設備等の導入が急速に進んだ結果、安全面、防災面、景観や環境への影響等に対する地域の懸念が高まっていることから、これらの課題が生じないように、林地開発許可行為のあり方について検討するとともに、他の関連制度と適切な連携を図ること。